

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【公開番号】特開2005-224338(P2005-224338A)  
 【公開日】平成17年8月25日(2005.8.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2005-033  
 【出願番号】特願2004-34651(P2004-34651)  
 【国際特許分類】

**A 6 3 F 7/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月28日(2007.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御信号を伝達する基板を複数個備えた遊技機において、  
遊技内容に関する第1制御信号を出力する第1基板と、該第1基板により出力された前記第1制御信号に応じて第2制御信号を出力する第2基板と、該第2基板により出力された前記第2制御信号に基づいて所定の動作を行う動作手段と、を備え、  
前記第1基板側に接続される接続部と前記第2基板側に接続される接続部とを信号線により連結させた第1接続部材を介して、前記第1制御信号が前記第1基板から前記第2基板に伝達されるとともに、  
前記第2基板側に接続される接続部と前記動作手段側に接続される接続部とを信号線により連結させた第2接続部材を介して、前記第2制御信号が前記第2基板から前記動作手段に伝達されるように構成され、  
前記第1基板は、操作可能な操作手段を備え、  
前記第1基板と前記動作手段とを前記第2基板を介さずに接続させた状態で、前記操作手段を操作することにより、前記動作手段が予め定められた動作を行う  
 ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、  
前記第1接続部材での前記第2基板側に接続される接続部と、前記第2接続部材での前記動作手段側に接続される接続部とを共通形状とし、  
前記第1基板は、前記操作手段を操作することにより、前記第2基板と前記動作手段のどちらも動作させることが可能な共通指令信号を、前記第1接続部材を介して出力する信号出力手段を備えている  
 ことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の遊技機において、  
前記操作手段は、RAM消去スイッチであることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

すなわち、請求項1に記載の発明は、制御信号を伝達する基板を複数個備えた遊技機において、遊技内容に関する第1制御信号を出力する第1基板と、該第1基板により出力された前記第1制御信号に応じて第2制御信号を出力する第2基板と、該第2基板により出力された前記第2制御信号に基づいて所定の動作を行う動作手段と、を備え、前記第1基板側に接続される接続部と前記第2基板側に接続される接続部とを信号線により連結させた第1接続部材を介して、前記第1制御信号が前記第1基板から前記第2基板に伝達されるとともに、前記第2基板側に接続される接続部と前記動作手段側に接続される接続部とを信号線により連結させた第2接続部材を介して、前記第2制御信号が前記第2基板から前記動作手段に伝達されるように構成され、前記第1基板は、操作可能な操作手段を備え、前記第1基板と前記動作手段とを前記第2基板を介さずに接続させた状態で、前記操作手段を操作することにより、前記動作手段が予め定められた動作を行うことを特徴とするものである。

また、請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記第1接続部材での前記第2基板側に接続される接続部と、前記第2接続部材での前記動作手段側に接続される接続部とを共通形状とし、前記第1基板は、前記操作手段を操作することにより、前記第2基板と前記動作手段のどちらも動作させることが可能な共通指令信号を、前記第1接続部材を介して出力する信号出力手段を備えていることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

[作用・効果] 請求項1に記載の発明によれば、制御信号を伝達する基板を複数個備えた遊技機において、第1基板は、遊技内容に関する第1制御信号を出力する。第2基板は、第1基板により出力された第1制御信号に応じて第2制御信号を出力する。動作手段は、第2基板により出力された第2制御信号に基づいて所定の動作を行う。第1基板と動作手段とを第2基板を介さずに接続させた状態で、第1基板に備えられた操作手段を操作することにより、第1基板から動作手段に第1制御信号が伝達されて、動作手段が予め定められた動作を行う。したがって、第1基板と動作手段とを第2基板を介さずに接続させた状態で、第1基板に備えられた操作手段を操作することにより、動作手段が予め定められた動作を行うので、遊技機の構成を利用しつつ、動作手段に問題があるか否かの確認を容易に行うことができる遊技機を提供することができる。

また、請求項2に記載の発明によれば、第1接続部材での第2基板側に接続される接続部と、第2接続部材での動作手段側に接続される接続部とは共通形状としている。第1基板の信号出力手段は、操作手段を操作することにより、第2基板と動作手段のどちらも動作させることが可能な共通指令信号を、第1接続部材を介して出力する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

したがって、請求項2に記載の発明では、第1接続部材での第2基板側の接続部を取り外し、動作手段に接続することが可能となり、第1基板からの信号は、第2基板を介さずに動作手段に送信することができる。つまり、遊技機の構成を利用しつつ、動作手段に問題が発生しているのか、第2基板または第2基板と動作手段とを接続する第2接続部材に

問題が発生しているのか、を切り分けることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

この発明に係る遊技機によれば、制御信号を伝達する基板を複数個備えた遊技機において、遊技内容に関する第1制御信号を出力する第1基板と、該第1基板により出力された第1制御信号に応じて第2制御信号を出力する第2基板と、該第2基板により出力された第2制御信号に基づいて所定の動作を行う動作手段と、を備え、第1基板側に接続される接続部と第2基板側に接続される接続部とを信号線により連結させた第1接続部材を介して、第1制御信号が第1基板から第2基板に伝達されるとともに、第2基板側に接続される接続部と動作手段側に接続される接続部とを信号線により連結させた第2接続部材を介して、第2制御信号が第2基板から動作手段に伝達されるように構成され、第1基板は、操作可能な操作手段を備え、第1基板と動作手段とを第2基板を介さずに接続させた状態で、操作手段を操作することにより、動作手段が予め定められた動作を行うので、遊技機の構成を利用しつつ、動作手段に問題があるか否かの確認を容易に行うことができる遊技機を提供することができる。

また、第2接続部材での前記動作手段側に接続される接続部とを共通形状とし、第1基板は、操作手段を操作することにより、第2基板と動作手段のどちらも動作させることが可能な共通指令信号を、第1接続部材を介して出力する信号出力手段を備える場合には、第1接続部材での第2基板側の接続部を取り外し、動作手段に接続することが可能となり、第1基板からの信号は、第2基板を介さずに動作手段に送信することができる。つまり、遊技機の構成を利用しつつ、動作手段に問題が発生しているのか、第2基板または第2基板と動作手段とを接続する第2接続部材に問題が発生しているのか、を切り分けることができる。